

(3) 緊急事態措置の終了

国の緊急事態宣言の解除を見据え、現状のまま宣言が解除された場合の混乱等も考慮して、5月22日、「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（第13回）」において、5月25日以降の休業要請の段階的解除を行うことを決定した。

一方、国は5月25日に緊急事態宣言を前倒して解除を行った。その際、国からの通知により、北海道においては、感染の状況に関する解除の目安の一つである直近1週間の累積報告数が10万人当たり0.5人程度以下であることを満たしていないことや、直前となる5月24日の新規感染者数が15名となっていることなどを踏まえ、その感染状況等について、一定の期間、調査・分析していくことが必要とされた。

そのため、道の緊急事態措置は解除することとしたが、2桁の新規感染者が発生していること、リンクなし感染者が一定数確認されていることから、「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（第14回）」において、外出自粛の要請や、札幌市との往来自粛、遊興施設等の休業要請等について、5月31日まで継続することを決定した。

【緊急事態措置等の終了に至る経過等】

時期	内容
5月20日（水） ～21日（木）	: 庁内幹部打合せ【計3回】（緊急事態措置の見直し、新北海道スタイル等について協議）
5月21日（木）	: 北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議から意見聴取 ➢ 休業要請の一部解除について
5月22日（金）	: 庁内幹部打合せ（休業要請の緩和、新北海道スタイル等について協議） : 「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（第13回）」を開催 ➢ 緊急事態措置の改訂を決定（5/25以降の休業要請の一部解除について）
5月25日（月）	: 庁内幹部打合せ（緊急事態宣言の解除方針、外出自粛と休業要請について協議） : 「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（第14回）」を開催 ➢ 緊急事態措置の解除を決定 ➢ 『「新型コロナウイルス感染症」感染拡大に向けた「北海道」における取組（5/25～5/31）』を決定 ・ 外出自粛、札幌市との往来自粛、遊興施設等における休業要請等の継続 ・ 新北海道スタイルの構築 ➢ 6月1日以降の対応について、外出自粛、休業要請等の考え方を早急に取りまとめるよう指示
5月29日（金）	: 「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（第15回）」を開催 ➢ 「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を決定 ・ 6/1から全ての施設の休業要請を解除 ・ 「新北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開
6月1日（月）	: 全ての施設の休業要請が解除

【休業要請等の解除（5/25以降）の内容】

区分	石狩振興局管内	その他の地域
○全国で集団感染が発生した施設及びその類似施設	休業要請等 対象 (変更なし)	休業要請等 対象 (変更なし)
○これまでに集団感染が発生していない施設		解除(※)
○文化的・健康的な生活維持施設	解除(※)	解除(※)
○小規模施設	解除(※)	解除済
○酒類を提供する上記に含まれない飲食店 (19時以降の夜間は酒類の提供を控えていただく よう協力依頼)	解除(※)	

※「北海道スタイル」を実践する準備が整ったところから解除

(4) 感染者情報の公表

感染症法等の関係法令等の下、感染拡大の防止といった公衆衛生上の必要性和、感染者等に対する誹謗中傷等が起きないように、個人情報保護とを比較衡量しながら、本人の同意が得られた内容について、患者の年代や性別、行動・滞在歴等を公表しており、その際には、国が都道府県単位を基本とする中、本道の広域性や人の動きなども鑑み、振興局単位を基本単位としている。

3 学校の臨時休業

(1) 経緯等

4月6日以降、道内の学校においては、順次授業が再開されたが、4月12日の「北海道・札幌市緊急共同宣言」を受け、札幌市所管の小・中・高等学校等や、道所管の札幌市内及び札幌市内からの通学生の割合が高い近隣地域の高等学校等については、5月6日までの一斉休業措置が実施された。

その後、4月16日に北海道が「特定警戒都道府県」とされたことを受け、翌17日に道教育委員会から各市町村教育委員会に対して、5月6日までの学校の臨時休業を要請した（5月4日、国の緊急事態宣言の期間延長を踏まえ、臨時休業期間を5月31日まで延長するよう要請）。

5月15日には、道内の感染状況を踏まえ、石狩振興局管内を除く各市町村教育委員会に対し、登校回数や時間数を増やすなど、分散登校の内容を充実させるよう通知したほか、22日には各市町村教育委員会に対し、学校再開後の感染症対策が定められた国の衛生管理マニュアルを周知するなど、6月1日以降の学校再開に向けて準備を進めた。

5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受け、6月1日から全道において学校が再開された。

なお、石狩振興局管内については、学校再開後も、時差通学、午前授業、分散登校等が一定期間実施された。

【学校の臨時休業に関する経緯等】

4月6日以降	: 順次学校再開
4月14日(火)	: 道・札幌市の緊急共同宣言(4/12)を受け、札幌市所管の小・中・高等学校等や、道所管の札幌市内及び札幌市内からの通学生の割合が高い近隣地域の高等学校等について一斉休業措置を実施(5/6まで)
4月16日(木)	: 北海道が「特定警戒都道府県」に指定される(4/16~5/6)
4月17日(金)	: 道教委から各市町村教育委員会に対し、学校の臨時休業を要請(5/6まで)
5月4日(月)	: 国の緊急事態宣言の期間が延長(5/31まで) : 道教委から各市町村教育委員会に対し、臨時休業期間の延長を要請(5/31まで)
5月15日(金)	: 道内の感染状況を踏まえ、道教委から石狩振興局管内を除く各市町村教育委員会に対し、6月1日以降の学校再開に向け、通常の学校再開に近い形態への移行を含め、登校回数や時数を増やすなど、分散登校の内容を充実させるよう通知
5月22日(金)	: 道教委から各市町村教育委員会に対し、学校再開後の感染症対策の具体的事項等が定められた国の衛生管理マニュアルについて通知
5月25日(月)	: 国の緊急事態宣言が解除
6月1日(月)	: 全道において学校再開。石狩振興局管内については、時差通学、午前授業、分散登校等を一定期間実施

(2) 学校の臨時休業に伴う児童生徒や保護者への対応

長期間の学校休業に伴う児童生徒の不安やストレス、保護者負担の増加、学習の遅れや学校行事の円滑な実施などの影響に対して、国の通知や衛生管理マニュアル等を参考に、児童生徒の健康状態や学習状況の把握、家庭学習の支援、相談体制の充実に取り組んできた。

児童生徒の健康状態、学習状況の把握

- 「健康観察カード」を活用するなどして、登校の有無に関わらず、毎日、児童生徒の健康状態を把握（2月～）
- 休業期間中は、学校再開を見通した学習課題を課し、登校日等に進捗状況を確認（2月～）
- 心身の健康状態や学習状況の把握等を行うことを目的とした登校日（分散登校）を設定（3月～）
- このほか、随時、家庭訪問や電話等により児童生徒の心身の健康状態や学習状況を確認（3月～）

家庭学習の支援

- 自宅で学習を進めることができるよう、教科書やノートを使った家庭学習方法を周知（2月～）
- 道教委ホームページに、臨時休業中に家庭で過ごす子どもや保護者向けサイトを掲載（4月～）
- 民放5社と連携し、子どもの学習等を支援する「ほっかいどう子ども応援テレビ」を放映（4月～）
- 「新型コロナウイルス感染症対策に係るリモート学習応急対応マニュアル」を作成し、各学校のリモート学習推進を支援（5月～）

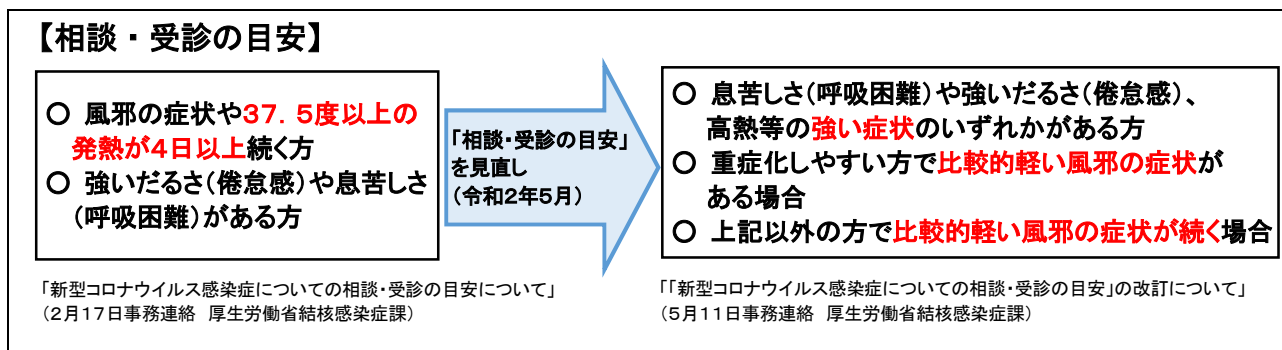
相談体制の充実

- 24時間無料で相談できる「子ども相談支援センター」を周知（2月～）
- 来校相談やスクールカウンセラーの派遣、家庭訪問を実施（3月～）

4 検査体制・医療提供体制の整備、集団感染への対応

(1) 相談・検査体制の整備

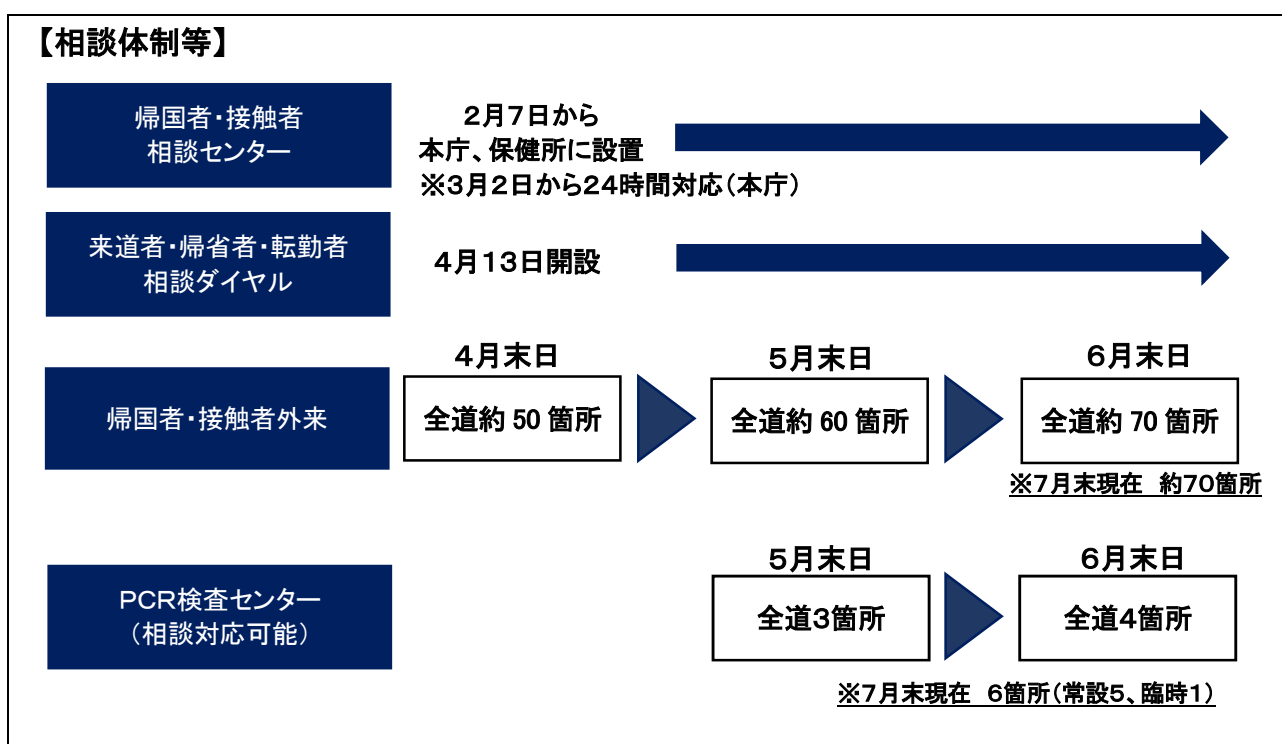
相談・受診の目安について、国は当初「風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く方」や「強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方」としていたが、必要な方が必要なタイミングで医療を受けられる体制を確保することを目指し、5 月には相談・受診の目安が改訂された。



道では、相談体制について、これまでの「帰国者・接触者相談センター」に加え、4月13日に「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設した。

また、これまで、順次設置してきた「帰国者・接触者外来」については、4月末の約50箇所から5月末には約60箇所まで増加し、7月末現在で約70箇所となった。

「PCR検査センター」については、5月末の3箇所から、7月末現在では、全道で常設5箇所、臨時1箇所の計6箇所となり、検査能力も8月3日現在、1,800件程度に増加した。



【PCR検査の実施件数】

	4月末日	5月末日
道立衛生研究所	140件	140件
道立保健所(10カ所)	100件	300件
札幌市衛生研究所	60件	60件
旭川市、小樽市、函館市	40件	50件
医療機関	60件	100件
民間検査機関	0件	350件

1日当たり
PCR検査能力
(4月末現在)

400件



1日当たり
PCR検査能力
(5月末現在)

1,000件

※8/3現在 1,800件

【参考：検査の種類と概要】

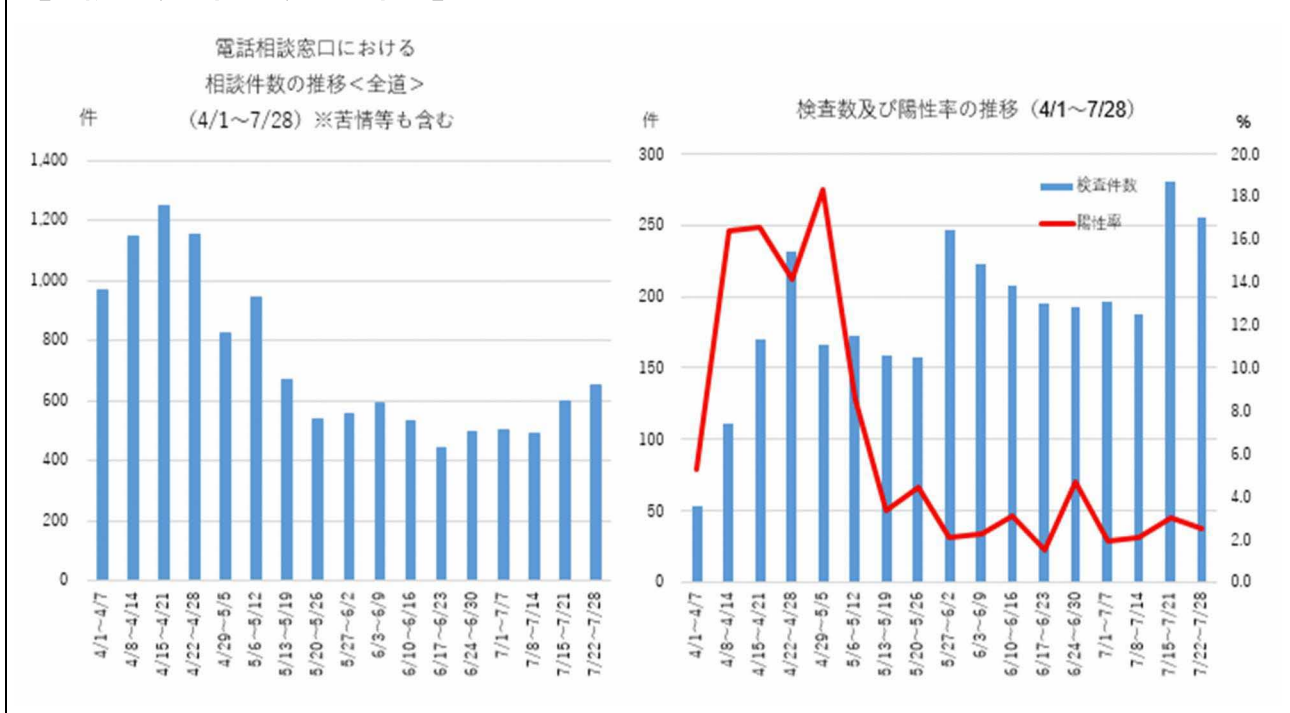
国が認める行政検査の種類は、「遺伝子増幅検査 (PCR法、LAMP法)」と「抗原検査 (定量、簡易キット)」に大別される。遺伝子増幅検査のうち「PCR法」は、国が最も感度の高い検査方法と評価している検査法であり、「LAMP法」は、PCR法よりも短時間に検査結果が判明する検査法。抗原検査 (簡易キット) は、短時間に検査結果が判明するが、PCR法やLAMP法よりも感度は低いとされている。また、遺伝子増幅検査や抗原検査 (定量) が専用の検査機器や技術者が必要であることに対して、抗原検査 (簡易キット) については検査キットで簡便に検査が可能である。

検査の種類	遺伝子増幅検査 (PCR法、LAMP法)	抗原検査(定量)	抗原検査(簡易キット)
検査内容	機器を用いて増幅したウイルスの遺伝子を測定	機器を用いて、ウイルスのタンパク質(抗原)を定量的に測定	簡易キットを用いて、ウイルスのタンパク質(抗原)の有無を検査
検査時間	4~6時間	約30分	約30分
感 度	高い (LAMP法はPCR法に劣る)	抗原検査(簡易キット)よりも高い	PCR検査より低い
そ の 他	専用の検査機器や技術者が必要	専用の検査機器や技術者が必要	検査キットで簡便に検査可能

【参考】

検査の対象者		遺伝子増幅検査 (PCR法、LAMP法)		抗原検査(定量)		抗原検査(簡易キット)	
		鼻咽喉	唾液	鼻咽喉	唾液	鼻咽喉	唾液
有症状者 (症状が消退した者も含む)	発症から 9日目以内	○	○	○	○	○ 発症2日目から9日目以内	×
	発症から 10日目以降	○	×	○	×	△ 陰性の場合は鼻咽喉PCR 検査を行う必要あり	×
無症状者		○	○	○	○	×	×

【相談件数・検査数等の推移】



(2) 医療提供体制の整備

病床の確保については、第1波、第2波を通して、感染症病床の活用を基本としながら、感染症指定医療機関や他の医療機関の一般病床を活用するため、関係団体等を通じて病床確保を要請してきたところであり、2月末に94床だった病床については、7月末現在では700床を確保している。

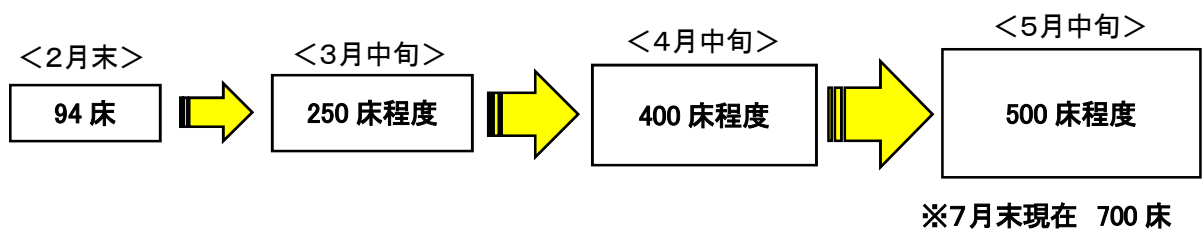
【感染症病床の確保】

➤ 第1波以前の感染症対応

- ・ 感染症指定医療機関 24施設
- ・ 感染症病床 94床

➤ 感染の拡大への対応

- 感染症病床の活用を基本に、感染症指定医療機関や他の医療機関の一般病床を活用するため、関係団体等を通じて病床確保を要請
- 患者数の増加に応じて確保病床数を拡大



無症状病原体保有者及び軽症患者（軽症者等）で、必ずしも入院が必要な状態ではないと判断された者については、宿泊施設等での安静・療養を行ってもらうため、道においては、札幌圏内に宿泊療養施設を順次確保した。

【宿泊療養施設】

- 新型コロナウイルス感染症のうち、無症状病原体保有者及び軽症患者（軽症者等）で、必ずしも入院が必要な状態ではないと判断された者について、入院勧告ではなく、都道府県が用意する宿泊施設等での安静・療養を行ってもらうもの
- 道では、宿泊療養施設を順次確保（札幌圏）
 - ・ 4月20日 東横イン札幌すすきの南（最大120名）
 - ・ 4月30日 リッチモンドホテル札幌駅前（最大140名）
 - ・ 5月8日 アパホテル&リゾート札幌（最大670名）



（3）集団感染への対応

集団感染対策は、マンパワーなどの面から、単独の保健所だけでは対応が困難であることから、道、保健所設置市、医療機関、事業者等が連携して、広域支援チームを編成し、徹底した感染防止対策を実施する体制を構築した。

さらに、施設等における消毒やゾーニングなど感染管理の徹底の指導や標準予防策の指導等、事業再開に向けた感染対策指導や職員の心のケアなど継続的に支援を行っている。

【保健所における主な集団感染対応】

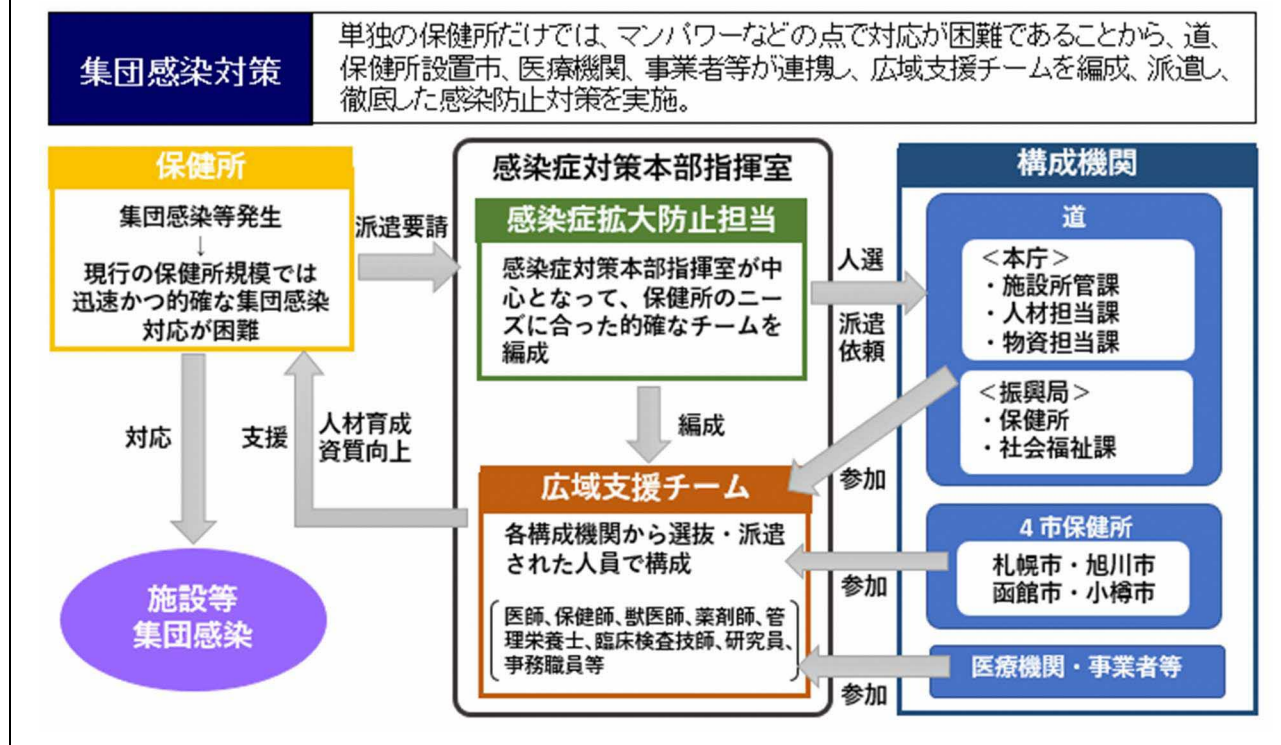
項目	主な業務内容	主な課題	主な対応
予防・探知	・病院、施設への感染対策指導等 ・有症者への早期検査	・施設における標準予防策の未実施 ・施設における疑似症患者の隔離不足	・施設等を対象とした研修の実施 ・標準予防策の指導等 ・感染管理の徹底
初動対応	・事例探知時の速やかな調査 ・疫学調査・検査に必要な体制整備	・指導、疫学調査、検査を速やかに行える人員の投入	・全道の保健所等からの応援派遣などにより、必要な人員を確保 ↓ 道、保健所設置市、医療機関、事業者等が連携し、広域支援チームを編成、派遣(P36)
疫学調査	・行動歴調査・感染源の探求 ・入院(所)者、職員の健康調査		
検査体制	・検査対象の決定と検体採取 ・検査方法と検査機関の調整		
事業継続支援	・感染管理の視点から事業継続の可否や濃厚接触者等の休業の判断の支援	・施設等における消毒やゾーニングなど感染管理が不十分	・標準予防策の指導等 ・感染管理の徹底
事後対応	・事業再開に向けた感染対策指導 ・職員の心のケア	・初期の感染対策実施後の病院、施設への支援不足 ・職員の心理的不安等の増大	・継続的な感染対策の支援 ・心の相談等によるケア

【道内における集団感染件数（7月末まで）】

施設種別	医療機関	福祉施設等	その他	合計
件数	8件	6件	14件	28件

※ 5名未満の集団及び家庭内での感染事例を除く

【集団感染対策（広域支援チーム）】



5 市町村との連携

新型コロナウイルス感染症への対応に関して、第1波の際の市町村との連携体制を維持するとともに、ゴールデンウィークの前後には、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長が連名で、札幌市との往来や都道府県間の往来を控えることを呼びかける「緊急メッセージ」を計3回発信した。

対策本部会議資料等の情報提供

- 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料について、市町村へ情報提供
- 記者発表資料について、道から市町村へ情報提供
 - 対策本部会議及び記者発表後、速やかにメールで市町村に情報提供
- 市町村長からの意見等の集約及び情報共有
 - 振興局幹部が直接市町村長から意見等や地域の状況について随時聞き取りを行うとともに、速やかに道庁内で共有
- 「緊急事態措置」内容の住民や事業者への周知等について依頼
 - 外出自粛や休業要請等の措置内容
 - 休業要請の実施に伴う電話相談窓口の設置 など

4者共同メッセージ（知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長）

4月30日（木）

：緊急メッセージ（第1弾）

■「ゴールデンウィーク」緊急メッセージ

- 札幌市では、緊急事態宣言後も感染の拡大が続いており、日本で最も厳しいとも言える状況にあります。
- 今、取組を徹底しなければ、札幌市から全道に感染が広がり、まん延してしまう恐れがあります。そうなれば、皆さんにとって必要な医療が受けられなくなります。
- こうした事態を避けるため、医療従事者の方々は、日夜、懸命に闘っています。
- 札幌市民の皆さん、道民の皆さんが心をつなげて、ゴールデンウィーク中は、「いま できること」をしてください。

1. 札幌市民の皆さんは、とにかく家にいる！！
2. 道民の皆さんは、札幌に行かない！！
3. 道内外の皆さんは、都道府県間の行き来はしない！！

■医療機関の皆様への緊急メッセージ

- 新型コロナウイルス感染症治療の最前線で活躍する医療者の皆さんに心から感謝いたします。また、感染症対策に必要な体制を構築するため、平時より厳しい体制にある中、医療提供にご対応いただいていることに、重ねて、感謝いたします。
- 北海道、とりわけ札幌では、感染の広がりが収まっておらず、このままでは医療体制の維持が厳しい状況となります。

-
- ゴールデンウィーク期間は、さらに厳しい体制で医療提供に従事していただくことになります。

道民や札幌市民の皆様にも最大限の協力をお願いし、道民一丸となって皆さんを支えていますので、道民の命を救うべく、最大限のご協力をお願いします。

5月8日（金）

: 緊急メッセージ 第2弾

- 札幌市では、緊急事態宣言後も感染の拡大が続いており、日本で最も厳しいとも言える状況にあります。
 - 今、取組を徹底しなければ、札幌市から全道に感染が広がり、まん延してしまう恐れがあります。そうなれば、皆さんにとって必要な医療が受けられなくなります。こうした事態を避けるため、医療従事者の方々は、日夜、懸命に闘っています。
 - 札幌市民の皆さん、道民の皆さんが心をつなげて、今週末は特に、「いまでできること」をしてください。
 - そして、「3つの密」を徹底的に避け、感染を予防する「新しい生活様式」に取り組みましょう。
- ※4/30と同様に、札幌市民、道民、道内外の皆さん向けに3つのメッセージを発信

5月15日（金）

: 緊急メッセージ 第3弾

- 北海道の感染状況は一時より改善していますが、依然として厳しい状況が続いており、引き続き、北海道は「特定警戒都道府県」に指定されています。特に、札幌では、いまだに新規感染者の発生が続いており、感染を抑え込むためには、まさに今が正念場です。
 - いま、感染防止対策を緩めることは、感染が全道に広がり、皆さんが必要な医療が受けられなくなることにつながります。
 - 医療従事者の方々は、日夜、感染症と懸命に闘っています。この努力に応え、感染症の早期収束に向けて、札幌市民の皆さん、道民の皆さんは、今週末も「いまでできること」に取り組んでください。
 - そして、今から「3つの密」を徹底的に避け、感染を予防する「新しい生活様式」を実践していきましょう。
- ※4/30、5/8と同様に、札幌市民、道民、道内外の皆さん向けに3つのメッセージを発信
-

6 道民への情報発信

第2波においても、第1波に引き続き、知事記者会見の場や道ホームページ、SNS (Twitter、Facebook) を活用し、道民に対して情報を発信した。

また、4月以降は、新聞折り込みチラシにより道民に対して感染症に関する正しい知識や相談窓口等を周知するとともに、新聞広告・TVコマーシャルによる外出自粛の呼びかけや、広報紙「ほっかいどう」による道の緊急対策や相談窓口の周知等、情報発信のためのピクトグラム (啓発素材) を作成した。

さらに、関係機関や民間企業等の協力を得て、信号機横や道路等の電光表示板で外出自粛メッセージを発信、店頭や自動販売機、フリーペーパーを活用して外出時の留意事項や日常生活における留意事項を発信した。

【様々な機会・媒体を活用した情報発信】

知事記者会見 (定例・臨時)

1月末～5月末 計37回実施

- ・ デジタルサイネージの活用などより分かりやすい発信を心掛ける
- ・ 同時手話通訳導入 (3月～)、YouTubeによる生中継 (4月～)

道ホームページ

2月以降「新型コロナウイルス感染症に関する情報」ページを多言語により公開

- ・ GW等に向けた知事からの外出自粛等のメッセージ
- ・ 各種支援 (休業、納税、保険料等) の実施に対する窓口を一元的に掲載 等

SNS (Twitter、Facebook)

1月末～5月末 SNSを活用し、随時情報発信

- ・ Twitter (フォロワー約78,500人) : 687回
- ・ Facebook (フォロワー約14,000人) : 137回

新聞折込チラシ

4月10日 (金) 157万部発行 (道新、朝日、毎日、読売、日経、各地方紙への折込)

- ・ 新型コロナウイルス感染症について、道民に正しい知識や相談窓口等を周知

TVコマーシャル (外出自粛要請)

4月28日 (水)～5月6日 (祝) 道内民放5局 約600回放映

- ・ 5月6日以降も、国の緊急事態宣言延長を受け、民放各局が無償で放映継続 (5月末まで)
- ・ 札幌市内街頭大型ビジョンや道内ケーブルテレビでも無償放送

新聞広告 (外出自粛要請)

5月16日 (土) 道新、朝日、毎日、読売、日経 掲載

- ・ 国の緊急事態宣言一部解除後、北海道が引き続き「特定警戒都道府県」に指定された際、札幌との不要不急の往来を避けるよう呼びかけ

広報紙「ほっかいどう」

5月20日 (水)～ 道内に約250万部発行

- ・ 感染拡大防止に向け、道民に「いまできること」を考えてもらう特集とし、併せて、道の緊急対策や相談窓口を周知

ピクトグラム (啓発素材) の作成

5月14日 (木)～ 道民向け23種類、事業者向け7種類

- ・ 国で示した新しい生活様式の定着に向け、家庭や学校、職場等で活用できるよう、HPで公開

関係機関や民間との協働

4月以降 広く道民に情報を伝えるため、関係機関や民間企業等にも協力を依頼

- ・ 信号機横や道路等の電光表示板で外出自粛メッセージを発信 (北海道警察、北海道開発局)
- ・ 外出時の留意事項、日常生活における啓発 等 (店頭、自動販売機、フリーペーパー等)



7 専門会議の設置

3月1日付けの国の通知において、「新型コロナウイルス感染症対策について協議するため、都道府県を単位として、(中略)関係者や専門家からなる協議会の設置を、各都道府県の実情に応じて検討していただきたい」とされたことを踏まえ、感染症サーベイランス、医療提供体制、まん延防止対策等に関する意見を聴取する場として「新型コロナウイルス感染症対策専門会議」を3月25日に設置した。

構成メンバーは、北海道医師会や北海道薬剤師会、北海道看護協会をはじめ、道の中核的医療機関や感染症指定医療機関などを代表する者で構成し、設置以降、7月末までの間で計4回の会議を開催(書面開催含む)したほか、道の感染症対策に関する意見照会を計3回行った。

【新型コロナウイルス感染症対策専門会議】

○ 設置目的

新型コロナウイルス感染症対策の推進を図るため、感染症サーベイランス、医療提供体制、まん延防止等に関し、専門家や関係者からの意見を聴取する場として設置。

3月1日付け国通知において「新型コロナウイルス感染症対策について協議するため、都道府県を単位として、(中略)関係者や専門家からなる協議会の設置を、各都道府県の実情に応じて検討していただきたい」とされたことを踏まえ設置したもの。

○ 設置年月日 3月25日

○ 構成メンバー 道医師会、北大、札幌医大、旭川医大、道薬剤師会、道看護協会、地方・地域センター病院協議会、市立札幌病院、道病院協会、全国消防長会北海道支部、小樽検疫所(オブザーバー)、札幌市保健所、道立保健所長会

○ 主な協議事項 ①サーベイランス・情報収集に関する事、②医療提供体制に関する事、③予防・まん延防止対策に関する事、④その他必要な事項

■これまでの会議等の概要

- ・4/17 第1回会議(書面開催):札幌圏域における軽症者に係る宿泊療養について 等
 - ・4/27 第2回会議(書面開催):今後の札幌圏域における軽症者に係る宿泊療養について 等
 - ・7/9 第3回会議(書面開催):新たな「流行シナリオ」について、「推計最大患者数」について
 - ・7/21 第4回会議:今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制について 等
- <5月:道から意見照会>

①感染症対策に関する今後の基本的考え方について

- [専門家意見] ・石狩管内は警戒体制を継続し、それ以外の振興局の規制緩和には異論はない。
・面積の広大な北海道では振興局単位で流行をとらえる方向が良い。
・解除する地域には感染対策の具体的な要点を示しておくが良い。

②緊急事態措置(休業要請等の一部解除)について

- [専門家意見] ・特に問題はない。
・「新しい生活様式」が定着するように継続した呼びかけをお願い。
・対象外施設について、3密を避けるなど、ガイドラインに準拠して取り組んでいるか確認が必要。

③感染症対策に関する基本方針(案)について

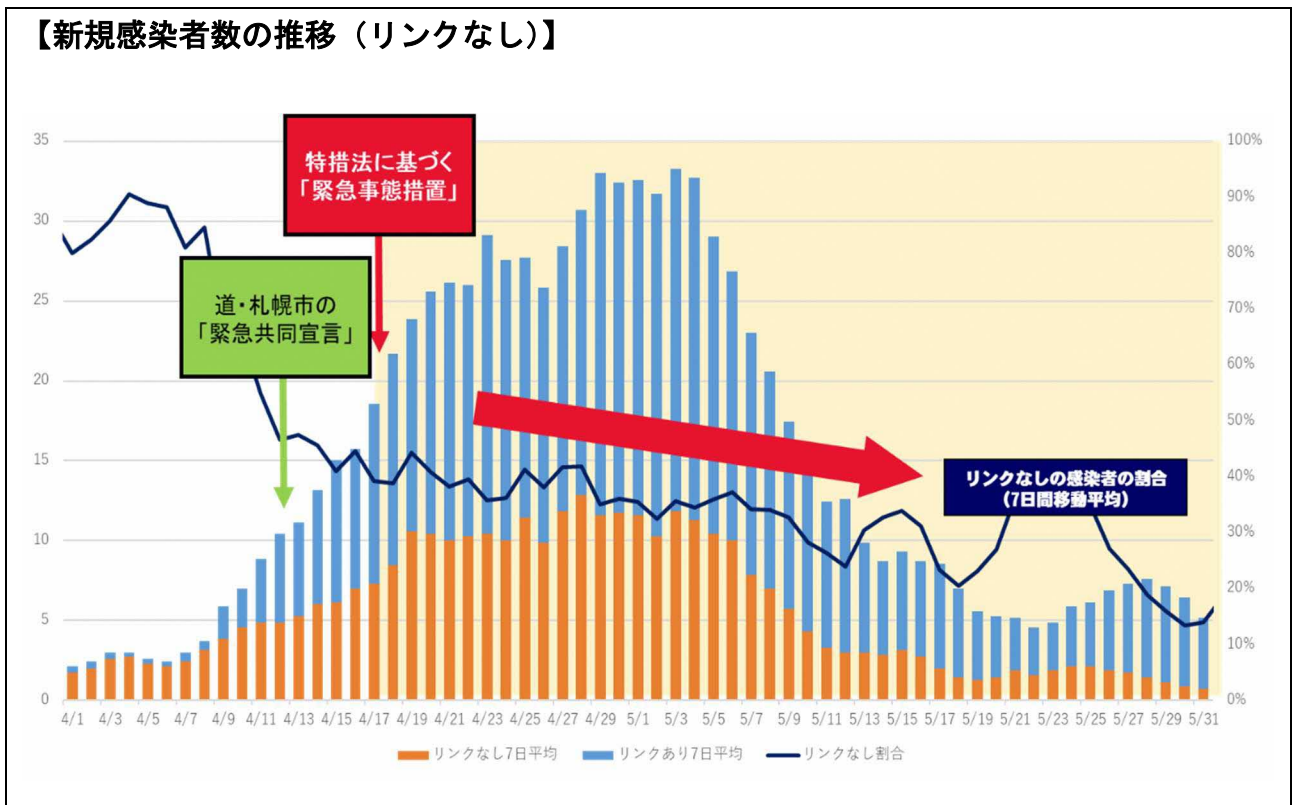
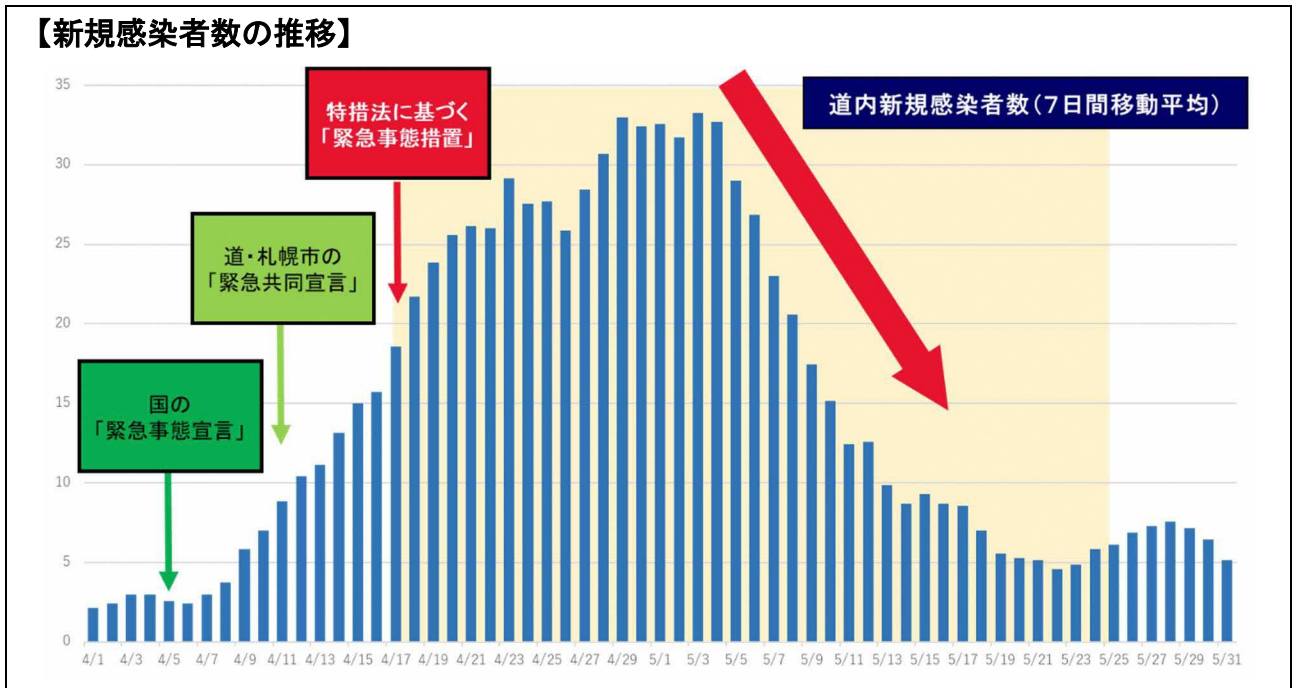
- [専門家意見] ・クラスターが発生している施設(業態)は、名簿作成や通知システム等の導入は是非行っていただきたい。
・分かりにくく誤解を与えそうな内容について、分かりやすくなるよう検討願う。

8 第2波における参考データ

(1) 感染者数の推移

緊急事態措置の2週間後、新規感染者が減少傾向となった。

リンクなし感染者は新規感染者数の半数以下で推移し、その割合も減少傾向となった。



5月15日に石狩振興局と、その他地域における感染状況に鑑み、石狩振興局以外の地域における休業要請等を一部解除したが、その後も、石狩振興局以外の地域における新規感染者は横ばいで推移した。

